

いじめの未然防止

学校

<授業の充実>

- 一人一人がわかる授業 ○一人一人が活きる授業
○規律ある授業

<道徳教育の充実>

- 人を思いやる心の育成 ○いじめを許さない心の育成 ○情報モラル教育の推進

<人権・福祉教育の実現>

- 年2回の人権月間 ○奉仕体験活動への参加 ○生き方についての学習

<職員の研修・自覚>

- 発達障害への理解と対応 ○非違行為対策研修 ○情報モラル教育研修

南中人権宣言を大切に！

南中人権宣言

『いじめをしない させない 見過ごさない』

第1条 私たちはいつでも平等であり、楽しく安心して学校生活を送ることができる。

第2条 私たちは個性の違いを認め合い、一人一人を大切にする。

第3条 私たちは学校生活で、自分の意見を表現することができる。

第4条 私たちは差別やいじめを受けたとき、友だちや家族、先生に助けを求めることができる。

第5条 私たちは差別やいじめ、冷やかしの行為を許さず、互いに助け合う。

いじめ予防対策委員会

校長 教頭 教務主任
生徒指導主事 (学年生徒指導係)
全学年主任 (部活動主任)
養護教諭 (スクールカウンセラー)
※週1回生徒指導係会を実施

家庭

我が子への思いを大切に育てる
良好な親子関係
人を思いやる心の育成
いじめを許さない心の育成
携帯、インターネットの管理
勤労・奉仕する心を育てる

地域

我が地域の子どもを育てる自覚の啓蒙
地域が子どもを守る姿勢の育成
あいさつと声かけによるスキンシップ
地区行事の企画と子どもの参加奨励
学校ボランティア活動への参加

いじめの早期発見

常に外に開き、内に関く・・・情報をオープンにしていく

傾聴の姿勢と強い絆・連携・・・多くの目で見守っていく

学校 (傾聴の姿勢の重視)

アンケートの実施 個別面談の実施
学年体制での指導 相談窓口の周知
欠席遅刻情報の共有 ネットパトロール
生活ノートの活用 スクールカウンセリング

家庭(学校との連携の重視)

わずかな変化を見落とさない親子関係
持ち物の変化への気づき
学校との信頼関係の構築
ネット依存度の変化への対応

別表 2

いじめへの対処

いじめ予防対策委員

校長 教頭 教務主任
生徒指導主事
全学年主任
養護教諭
(部活動主任)
(学年生徒指導係)
(スクールカウンセラー)

事案発生

素早く対応

- ・本人からの聞き取り
- ・周囲からの聞き取り

学級担任
学年職員
部活顧問

緊急対応会議(いじめ問題対策委員会)

事案の緊急度の判断
対応のあり方について

判断

重大な事案、緊急を要する事案

- 事実関係を明らかにするための調査・聞き取り
- 被害生徒の心のケア ○保護者への協力要請
- 関係機関への協力要請・報告
警察 児童相談所 組合教委 県教委
- 被害拡大の抑止
加害者の確保 個人情報漏洩の抑止

落ち着いた対応が必要な事案

- 被害生徒の心のケア
- 保護者への協力要請
- 関係機関への協力要請・報告
- 因果関係を詳細に突き詰める

拡大いじめ対応チーム

校内いじめ対応チーム員
P T A 正副会長
学校評議員
警察 組合教委
児童相談所
スクールカウンセラー

各種説明会

正しい理解を得るための説明
関係者説明会
学級保護者懇談会での説明会
臨時 P T A 総会での説明会

心にしみる指導・援助

<被害生徒へ>

傾聴の姿勢
教師は絶対的な味方
自信を与える
交友関係の醸成
自立の支援

<加害生徒へ>

傾聴の姿勢
不満・不安の解消
被害者の立場に立たせて
問題解決のための援助
所属感を高める

<保護者へ>

事実を正確に伝える
保護者の心情を理解する
連絡をさらに密にする
いじめを絶対に許さない姿勢を示す